

①資格情報のおしらせについて

項番	質 問	回 答
Q1	<p>今後入社する方は、マイナ保険証を持っていれば資格確認書は不要とし、資格情報のお知らせが届くという認識であってまうでしょうか</p>	<p>説明会時には、ご質問のとおり認識でよかつたのですが、説明会後に厚労省より運用の変更がありました。</p> <p>「資格情報のお知らせ」は新規で加入した方に対し、当組合へ加入したことをお知らせする意味合いもあるため、マイナンバーを提出した方には交付することとなりました。そのため、マイナンバーを提出した「資格確認書」交付者にも「資格情報のお知らせ」は交付されます。</p> <p>交付のタイミングに関しては、説明会時に説明したとおりの運用になります。資格取得届や被扶養者（異動）届が届いたタイミングにより交付時期が15日もしくは月末になります。手元に届くまでに時間を要しますが、マイナポータル上でも同じ内容を確認することができますので、取得後すぐに医療機関等を受診する際は、そちらにて提示のほどお願いいたします。（カードリーダーがない医療機関等の場合）</p> <p>「資格確認書」をお持ちの方はそちらの提示で受診可能です。</p>

令和6年10月23日（水）開催 「健康保険被保険者証廃止に関する説明会」 アンケート調査に対するQ&A

②資格確認書について

項番	質 問	回 答
Q1	現行の被保険者証の有効期限が切れるまでにマイナカードを健康保険証として登録しなかった場合等は、職権交付として新たに資格確認書が交付されるとのことでよろしいのでしょうか。また、有効期限の何日前までに交付されるのでしょうか。	R7.12.1以降は現行の保険証が使用できなくなりますので、それ以降マイナンバーカードを保険証利用登録していないなどの職権交付の対象であれば、当組合より交付いたします。交付日に関しては、現時点で明確化されておりませんが、切れ目なく医療機関等に受診できるように配慮いたします。
Q2	資格確認書の有効期限がR7.12.31なのは、パッケージ健保の方針で他の健保とバラつきがありますか。	有効期限は5年以内で設定することとなっており、各保険者の判断で決めることができます。当組合では12月31日を基準日としました。
Q3	令和8年度以降は、マイナ保険証以外での受診方法は無いという理解でよろしいでしょうか。	令和8年度以降の受診方法は下記の4つになります。（R6.12.2時点） ① マイナ保険証（医療機関に設置のカードリーダーを用いて受付） ② マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ ③ マイナ保険証 + マイナポータル（資格情報画面） ④ 資格確認書（医療機関の窓口へ提示） ※②～④については医療機関の窓口へ提示することで受診することが可能
Q4	現在保険証を保有しているが、R7.12.1でもマイナンバーカードを持っていない人へは、資格確認書は自分で申請することにより発行されるのでしょうか。	R7.12.1以降、マイナンバーカードを持っていない方は職権交付で「資格確認書」を交付いたします。そのため、申請の必要はありません。ただ、一度交付した後、紛失等した場合は、申請が必要になります。
Q5	事前にマイナンバーカードを持っているか確認が必要になるのでしょうか。	R6.11.30以降、新たに入社された方には資格確認書の発行要否の確認のためには、マイナンバーカードの有無、保険証との紐づけの確認は必要になるかと思えます。
Q6	資格確認書のみでずっと医療機関で診察等を受けられるのでしょうか。	資格確認書には12月31日までの有効期限があります。その時までマイナンバーカードを持っていないなど、職権交付の対象であれば、当組合より新たな有効期限が設けられた資格確認書が交付されます。

③被保険者証廃止に伴う当組合の対応について

項番	質 問	回 答
Q1	マイナンバーカード未取得者への対応はどうすれば良いですか。	<p>マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。健保や事業主などから取得を強制できるものではありません。</p> <p>今回の説明会にてマイナ保険証のメリットをお伝えしましたので、そちらを元に、従業員の皆さまへいかに便利かを周知していただきマイナ保険証への利用促進していただけると幸いです。</p> <p>それでも、マイナ保険証への切り替えが難しい方に関しましては「資格確認書」で医療機関等を受診していただくことになります。</p> <p>※現行の保険証をお持ちの方はR7.12.1までは使用可（保険証をお持ちの方は「資格確認書」は交付されません。）</p>
Q2	マイナンバーカードは取得しているが、マイナ保険未登録者への対応はどうすれば良いですか。	<p>マイナンバーカードと保険証利用の登録方法は以下のとおりです。</p> <p>①医療機関・薬局にあるカードリーダーで行う ②マイナポータルで行う ③セブンATMから行う</p> <p>ご自身にあった登録方法が選べるのがポイントとなっています。</p> <p>それぞれ登録も簡単にでき、マイナ保険証への切り替えするメリットを伝えつつ、登録促進していただけると幸いです。</p>
Q3	今後、従業員へのマイナ保険加入の確認は必要になりますか	<p>R6.11.30以降、新たに入社された方には資格確認書の発行要否の確認のためには、マイナンバーカードの有無、保険証との紐づけの確認は必要になるかと思えます。</p>

令和6年10月23日（水）開催 「健康保険被保険者証廃止に関する説明会」 アンケート調査に対するQ&A

④その他（意見・感想など）

項番	質 問	回 答
Q1	診療情報の提供に関する同意の意思表示は、後から変更できますか（資料2-P16）。	従来の保険証では月に1回（1日～月末）保険証を提示しておりましたが、マイナ保険証では医療機関を受診するごとに毎回マイナ保険証による受付が必要です。 そのため、受診する度に各情報表示に関して「同意する」・「同意しない」の選択をすることになります。 選択後に「同意の変更」をご希望の際は医療機関の窓口へご相談ください。
Q2	資格取得の届出からマイナカードの連携はどれくらいの日数でしょうか。	届出処理後、当組合よりオンライン資格確認システムへ登録する作業があります。そのため、届出を提出してからおおむね5日程度を有します。
Q3	今後、研修や説明会等ZOOMでも配信していただくと助かります。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、オンラインでの研修・説明会も検討させていただきます。
Q4	マイナ保険証にした場合、転職（無職）の間なども使用できるの事ですが、負担額などは自動で10割負担に切り変わるのでしょうか。	国民皆保険制度に則り、転職（無職）の場合においても公的な医療保険制度に加入する手続きが必要です。（例：退職後、①国民健康保険 ②ご家族の健康保険（被扶養者） ③任意継続健康保険のいずれかに加入） 健康保険の切り替え手続き中に医療機関へ受診する場合、医療機関ごとに窓口負担に対する対応が異なると思われます。 そのため、窓口負担に関しましては医療機関の窓口へご相談ください。
Q5	非居住者は資格確認書の更新申請が難しいと思いますが、自分で行わないといけないのか。	「資格確認書」は保険証の代わりとなるものです。交付対象者や有効期限が設けられていますが、基本的には従来の保険証と同じような取り扱いになります。（同居の有無や被保険者・被扶養者に限らず）